

# いじめ対応マニュアル



令和2年4月1日

兵庫県立豊岡総合高等学校

## 1 本校の方針

本校は「立志探究」の校訓を理念として、工業専門教育と総合学科教育の共生した特色を生かし、生徒一人一人の「頭を鍛え、体を鍛え、こころを鍛える」ことにより、変化の激しい時代にあって志を抱いて自らの夢の実現に向け、自己の可能性を切り拓く「生きる力」を育むことをめざしている。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ防止に向けて地域住民等も巻き込んだ日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 基本的な考え方

「いじめは、深刻な人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」ということを生徒が理解し、傍観者から仲裁者・相談者に転換することが重要である。そのため「いじめは、どの生徒にもどの学校でも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築くことを目指す。また自分を大切にするとともに、他者の大切さを認めお互いの人格を尊重しあう心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。「いじめは、深刻な人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」ということを生徒が理解し、傍観者から仲裁者・相談者に転換することが重要である。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内指導体制及び関係機関

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

また、いじめに関する校内組織等が十分機能しているかを点検・改善をおこなう。

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、全教職員のいじめの認知や対応能力向上などを図るため、「いじめ対応マニュアル」などを活用した校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

また、いじめられた生徒の不安や心配を取り除くかわりを十二分に持ち、いじめた生徒に対しては、いじめに対しする毅然とした指導をおこなうと共に、カウンセラーとも連携し、生徒の成長につながる指導をおこなう。

(4) インターネットを通じておこなわれるいじめへの対応

情報教育を通じて情報モラル教育の充実を図り、生徒自らが考え実行するいじめ防止の活動やスマートフォン等の機器の使用等のルール作りを推進する。

また、事案発生時には、警察等の専門機関と連携して対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

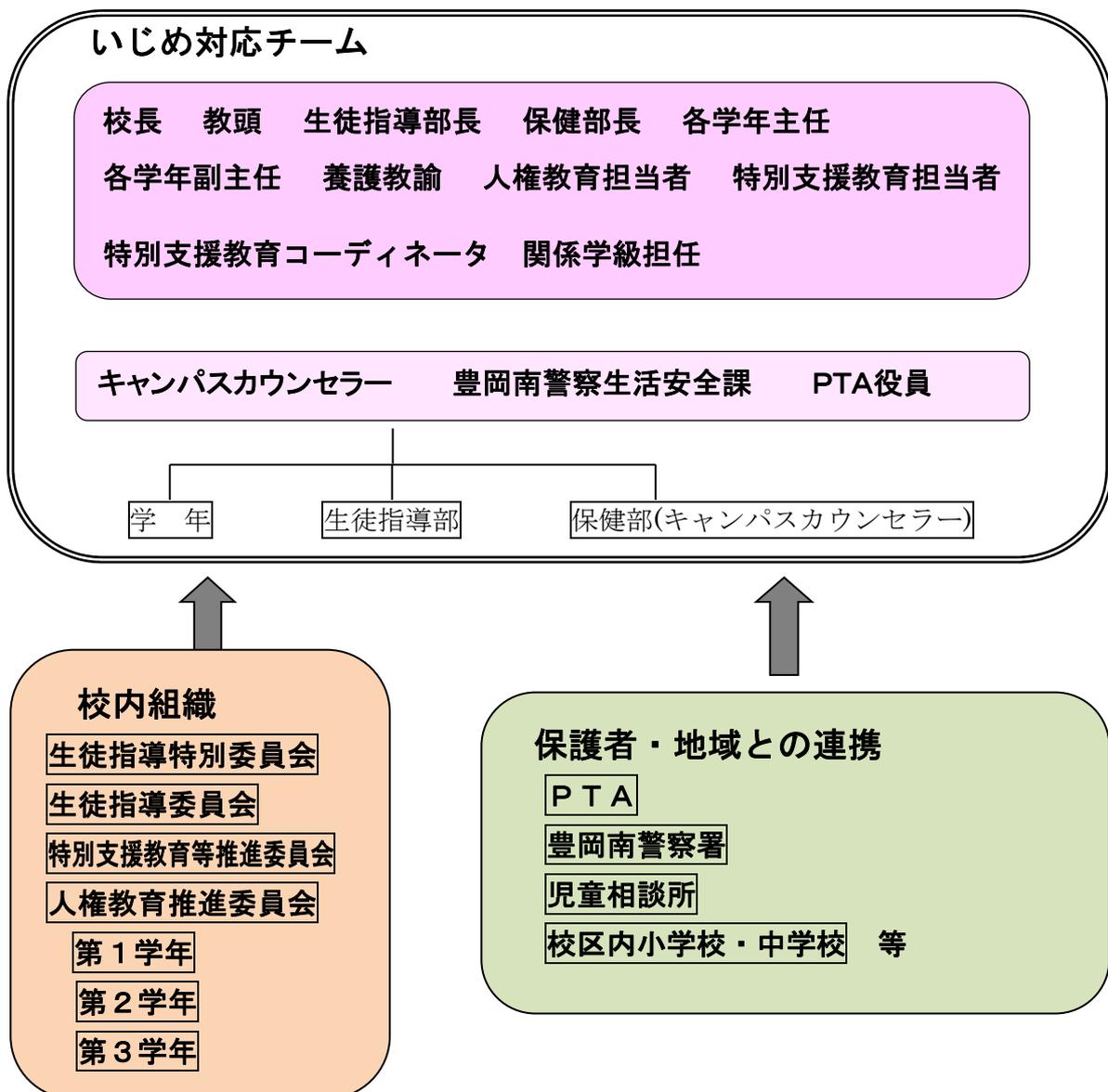
また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

## 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

## <いじめ対応チームの構成員>

※「いじめ対応チーム」の構成員は下記を基本とする。



※ 生徒指導特別委員会は、原則として学期に1～2回行う。

※ 重大ないじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

## 教室

- 1 朝、昇降口の靴箱の靴が乱雑に入れてある。または、靴が靴箱の中に入っていない者が多い。
- 2 掲示物が破れていたり、机に落書きがある。
- 3 教室のゴミ箱にごみがあふれている。
- 4 他の生徒の机と机の間隔とは大きく違って、特定の生徒だけの机の間隔が他の生徒と開いている。

## 集団

- 5 グループ分けをすると特定の生徒だけが残ってしまう。
- 6 班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- 7 些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
- 8 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- 9 クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔をうかがっている生徒がいる。
- 10 授業中に、特定の生徒に消しゴム等を投げている。

## いじめられている生徒

- 11 わざとらしくはしゃいだり、おどけたりする。
- 12 一人でいることが多い。
- 13 遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- 14 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 15 他の生徒からの、悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 16 いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- 17 いじめアンケートを提出しない。
- 18 教職員の近くにいたがったり、話しかけたまま離れようとしなかったりする。
- 19 持ち物や机に落書きをされる。
- 20 靴（体育館シューズ等）を違う靴箱に入れられたり、隠されたりする。
- 21 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- 22 弁当を無断で食べられたり、捨てられたりする。
- 23 発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
- 24 一人だけで掃除をしていたり、常にゴミ捨ての当番になっている。
- 25 服にクツ跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れていたりする。
- 26 手足に傷やあざがある。
- 27 毎日、必要以上のお金を持ってくる。
- 28 部活動を休みがちになり、やめると言い出す。
- 29 他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。
- 30 ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。

## いじめている生徒

- 31 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。
- 32 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ったりしてしまう。
- 33 グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
- 34 特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
- 35 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。

### いじめ防止運動標語

- と** りくもう いじめゼロの学校目指し
- よ** りあい寄せ合い 心の絆
- そ** しきをあげて 防止する
- う** まれ育つ但馬の地域・家庭・学校が連携して

### いじめ問題に取り組む姿勢

- 1 いじめは、人として許されない行為である
- 2 どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである
- 3 学校・家庭・地域社会・職場が連携して取り組む
- 4 未然防止・早期発見・早期対応に努める

#### 早期発見

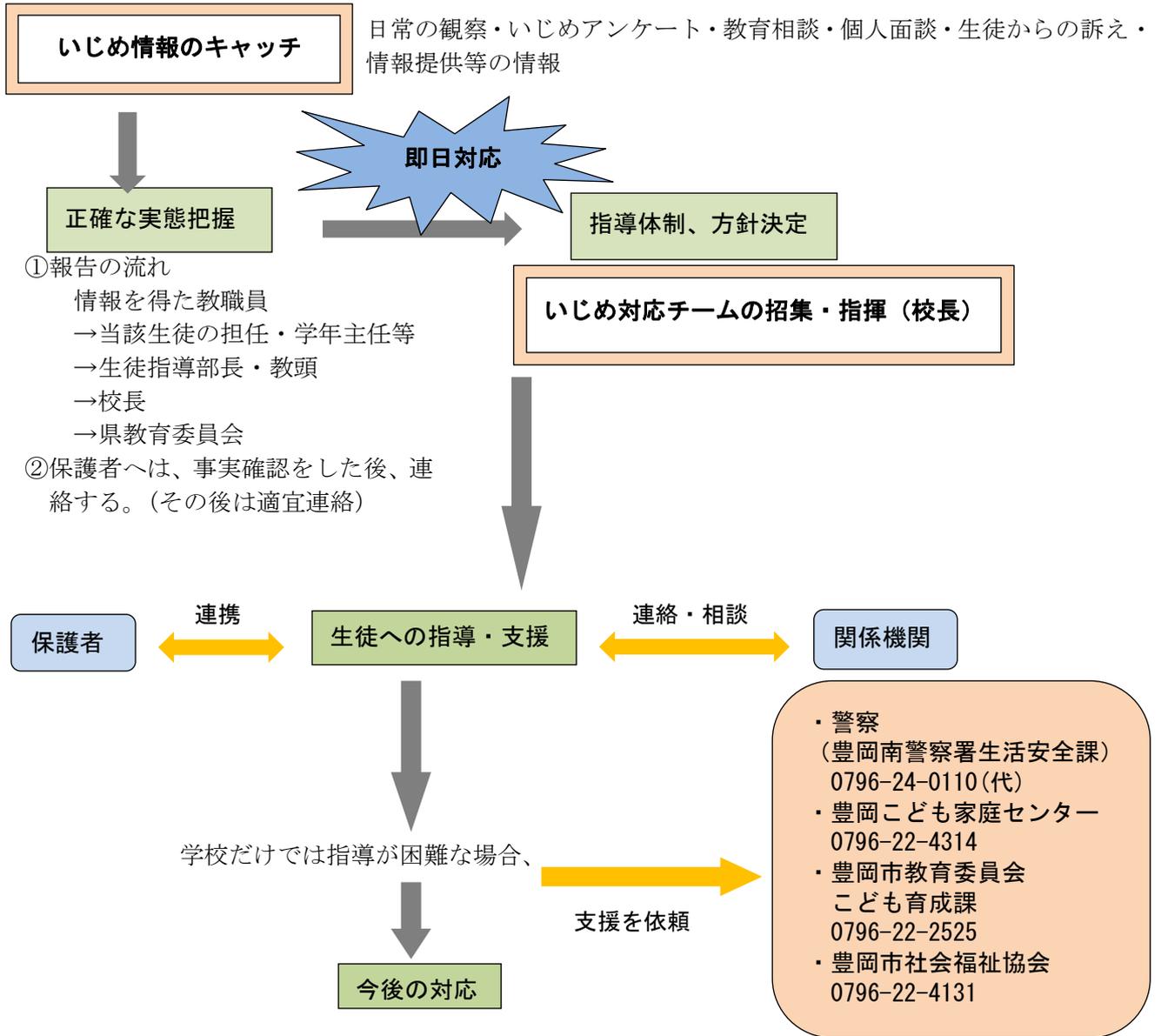
- 情報の収集
  - ・教員の観察による気付き
  - ・養護教諭からの情報
  - ・生徒・保護者・地域からの情報
  - ・登校時の挨拶指導
  - ・昼休みの立ち番指導
  - ・アンケートの実施
  - ・各種調査の実施
  - ・定期的な面談における情報  
(生徒・保護者)
- 相談体制の確立
  - ・相談窓口の設置・周知
  - ・キャンパスカウンセラーの活用
- 情報の共有
  - ・報告の徹底
  - ・職員会議等での全職員の情報共有
  - ・要配慮生徒の実態把握
  - ・次年度への申し送り事項の徹底
- 早期発見に向けたアンケート調査
  - ・各学期1回、年3回のアンケート調査実施
  - ・個別面談において生徒の日常の微妙な変化に対応する

#### 未然防止

- 学習指導の充実
  - ・学習における規律作り
  - ・学びに向かう集団づくり
  - ・意欲的に取り組む授業研究
- 特別活動の充実
  - ・ホームルーム活動の充実
  - ・ボランティア活動への積極的参加
- 教育相談の充実
  - ・面談の定期開催
  - ・キャンパスカウンセラーの活用
- 人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚
- 情報教育の充実
  - ・情報モラルの指導の充実
  - ・ネット犯罪防止講演会の開催
- 保護者・地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・学校公開・公開授業の実施
  - ・地域行事への積極的参加
- 中学校との連携
  - ・入学前に中学校との情報交換の実施
  - ・入学以降に於いても必要に応じた情報交換の実施
- 日常の指導観察
  - ・定期的に、登校時のあいさつ運動を実施
  - ・定期的に昼休みの巡回指導を実施

月	早期発見に向けた取り組み	未然防止に向けた取り組み
4	いじめ対応チーム	入学前の中学校との情報交換
	指導方針・計画作成	学級づくり
5		職員研修会・生活実態調査
	保護者向け啓発	生徒指導特別委員会
6	いじめアンケート①	性教育講演会
	アンケート報告	生徒指導特別委員会・教育相談
7	三者面談	地域清掃
	校長講話・生徒指導部長講話	人権学習・カウンセリングマインド研修会
8	保護者向け啓発	
		人権教育研修会
9	校長講話・生徒指導部長講話	生徒指導特別委員会
	サイバー犯罪防止啓発	
10		カウンセリングマインド研修会
		ふるさとクリーン作戦
11	いじめアンケート②	生徒指導特別委員会
	アンケート報告	人権教育講演会
12	校長講話・生徒指導部長講話	学校生活を振り返る
	三者面談	生徒指導特別委員会
1	校長講話・生徒指導部長講話	
		生徒指導特別委員会
2	いじめアンケート③	卒業生を送る会
	アンケート報告	生徒指導特別委員会
3	いじめ対応チーム	学校生活を振り返る
	本年度のまとめ	

組織的対応



計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)

- ※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合
- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
  - ②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
  - ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
  - ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

- ※ネット上でのいじめへの対応
- ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちが変わりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。
- (ア) 生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
  - (イ) 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。